

## 固定資産価格の縦覧

税務課

固定資産税の納税者の皆さんが、自己所有の土地や家屋の評価額について、周辺の土地・建物と比較し、価格の適正さについて「土地・家屋価格等縦覧帳簿」で確認していただくことができます。

なお、個人情報に関すること(所有者、課税標準額、税額)は縦覧の対象ではありません。

【縦覧期間】4月1日(木)～30日(金)

(土・日曜日、祝日を除く)

午前8時30分～午後5時30分

【縦覧場所】税務課

【縦覧できる方】

- (ア) 固定資産税(土地・家屋)の納税者
- (イ) 納税者の同居の親族
- (ウ) 納税者の代理人(委任状の提示が必要)

【持ち物】

- 本人、または本人と同居の親族であることが証明できるもの(納税通知書、課税明細書、運転免許証など)
  - 印鑑
  - 代理人は委任状
- ※ 縦覧期間以外は、土地・家屋等縦覧帳簿の公開は一切できませんのでご了承ください。
- ※ 償却資産については、縦覧対象外ですので、閲覧の申請をしていただく必要があります。

## 使用済みの食用油の回収

環境経済課

ご家庭で使用済みの食用油の回収を町婦人会・生活学校の協力で、実施しますのでご利用ください。

【日時】3月16日(火)

午前9時30分～11時30分

【回収場所】役場、中央公民館、松枝公民館、  
下羽栗会館

※ 新聞紙、牛乳パック、ダンボール、アルミ缶も同時に回収します。

## 国民健康保険高齢受給者証の再交付のお知らせ

住民課

70歳から74歳(一定の障がいの認定による後期高齢者医療保険加入者は除く)の方は平成22年4月1日から、現役並み所得のある方以外は、医療機関などで診療を受ける場合自己負担が2割に引き上げられることとなっていました。この見直しの凍結がさらに1年間延長され、「平成23年3月31日」までは自己負担が1割に据え置きとなりました。3月下旬に送付する保険証に「国民健康保険高齢受給者証」を同封しますので、現在お持ちの高齢受給者証と差し替えて、4月1日以降医療機関などで診療を受ける場合は、新しい保険証と併せて提示してください。

なお、今回送付する国民健康保険高齢受給者証は有効期限が平成22年7月31日(75歳の誕生日を迎える方は誕生日の前日)のため、「平成22年7月31日までは1割」と記載されています。8月以降の分については、再度所得判定後、送付します。

## 多重債務でお困りの方へ特別相談所の開設

住民課

町では消費者金融などへのローン返済に追われ、国民健康保険税の支払いが困難、もしくは滞っている方の諸問題を解決するために、特別相談所を開設します。

岐阜県国民健康保険団体連合会から派遣される、多重債務者専門相談員(弁護士)が相談に応じます。

秘密は固く守られますので、ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。なお、事前予約も可能ですので、住民課までお問い合わせください。

【日時】3月26日(金) 午後1時～(順次)

【場所】笠松町役場

【対象者】国民健康保険税滞納者

【費用】無料

【問合せ先】住民課保険年金担当

おかげさまで創業50周年 ゴミのことなら何でもお気軽にご相談下さい。

 高島衛生工業(有)

〒501-6013 岐南町平成6-110 TEL 248-0089

ISO14001認定取得  <http://www.t-eisei.co.jp>

自然にやさしい 環境創造

Shonan

松南株式会社

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3丁目6番9号  
TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808